

一般財団法人日本フットサル連盟 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、日本国内のフットサルリーグ戦等の振興発展に尽力し、その功績顕著な者及び競技成績が優秀な者の表彰に関して、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、功労表彰及び優秀表彰とする。

(表彰を行う者)

第3条 前条の表彰は、会長が行う。

(功労表彰)

第4条 功労表彰は、国内でフットサルリーグ戦等の振興発展に尽力し、その功績が顕著な者に行う。

(優秀表彰)

第5条 優秀表彰は、フットサルリーグ戦等において、団体及び選手が優秀な成績を収めたときに行う。

(表彰の期日)

第6条 表彰は、原則として6月に行う。

(表彰)

第7条 表彰は、表彰状を授与する。但し、記念賞その他を加授することができる。

2 会長が特に必要と認める場合は、別に定めることができる。

(記録及び公表)

第8条 会長は、表彰を行ったときは、被表彰者等の氏名及び事績を公表するとともに、被表彰者名簿に登載し、永久に保存する。

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則 この規程は、平成22年5月16日より施行する。
この規程の改正は、令和4年9月4日とする。

表彰に係る基準について

表彰については、都道府県連盟及び事務局からの推薦に基づいて理事会で選考し、会長が決定するものとする。
なお、推薦等に係る基準については、次のとおりとする。

1. 功労表彰の推薦基準について

功労表彰は、フットサルリーグ戦等の振興発展に寄与したものとされているため、長年にわたり、連盟の運営や選手の指導、育成をされてきた方などを対象とし、原則として満60歳以上で、次の要件のいずれかに該当するときとする。なお、60歳とは、4月1日現在の年齢とする。

- (1) 都道府県連盟において理事等以上の職責を20年間務めた者
- (2) 選手の指導、育成を30年以上し、顕著な貢献をした者
- (3) 都道府県連盟において、フットサルリーグ戦等の振興発展に特に顕著な貢献をした者
- (3) 連盟事務局等において、フットサルリーグ戦等の振興発展に特に顕著な貢献をした者
- (4) その他、国内のフットサルリーグ戦等の振興発展に特に顕著な貢献をした者

2. その他

功労表彰の推薦は、都道府県連盟理事長等又は専務理事等が行ない、2月末日までに事務局へ提出すること。
功労表彰については、毎年10名を限度とする。

※ 推薦に係る選考の決定方法

各関係団体から候補者一覧及び推薦順位を提出してもらい、その中から登録チーム数及び功績等を考慮し、年度毎の表彰を行う。なお、候補者一覧及び推薦順位については年度毎に修正を行うものとする。